

福岡市総合図書館運営審議会
会長 高橋 昇 様

福岡市総合図書館
館 長 久池井 良人

これからの福岡市総合図書館のあり方(新ビジョン)について(諮問)

福岡市総合図書館条例第18条第2項の規定に基づき次の事項について諮問いたします。

1 諮問事項

これからの福岡市総合図書館のあり方について

2 諮問する理由

福岡市の図書館行政は、「市民に開かれた図書館として、市民ニーズに的確に応える生涯学習社会の中核的役割を果たしていく」ことを基本方針として、図書、映像及び文書資料の3部門で構成する新しい型の図書館として21世紀における、魅力ある学習・情報・文化の拠点施設を目指し、平成3年2月に「福岡市新図書館基本計画」が策定され、それに基づいて様々な施策を推進して今日に至っております。

これまで、平成12年に博多南図書館、平成15年に和白図書館、平成22年に西部図書館を開設し、また、インターネットや検索機による予約受付を開始するなどインフラ整備に努めるとともに、「福岡市文学館」の開設や国際フィルムアーカイブ連盟への加盟、大学図書館との相互貸借や福岡都市圏の公共図書館等の広域利用など図書館サービスの充実を図ってきました。

しかしながら、基本計画策定から約20年が経過するなか、社会情勢が大きく変わり、図書館を巡る環境も情報化の急速な進展、図書館サービスに対する市民ニーズの高度化、多様化など大きく変化しています。こうした社会状況の変化に対応するため、これまでの取り組みの方向を改めて整理するとともに、福岡市の図書館がこれまで以上に市民や地域に役立つ図書館となるため、福岡市総合図書館は平成26年9月を目途に、今求められる図書館の役割を踏まえ、図書館を取り巻く新たな環境変化に対応する新しいビジョンを策定してまいりたいと考えております。

つきましては、今後の福岡市総合図書館のあり方について、幅広いご意見等をいただき、ご提言を賜りますようお願いするものであります。

3 答申の希望時期

平成26年1月末日